

18世紀前半中部ヨーロッパにおける所領経営の再編 ：北東ボヘミア手工業定住の事例に即して

碓井, 仁
九州大学経済学部 : 助手

<https://doi.org/10.15017/4363597>

出版情報 : 経済學研究. 65 (4), pp.71-91, 1998-12-28. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

18世紀前半中部ヨーロッパにおける所領経営の再編

— 北東ポヘミア手工業定住の事例に即して —

碓 井 仁

I. はじめに：研究史の概観と問題の所在

西洋経済史研究において、「グーツヘルシャフト」が広く浸透したエルベ河以東地域は、「工業化」に際して、西側とは異なる独自の経路を辿ったとされてきた¹⁾。しかし近年、その根本的見直しを迫る見解が様々な分野から寄せられている。以下では、中欧（ポヘミアおよびハプスブルク）経済史を中心に新動向を概観することから始めよう。

まず、「グーツヘルシャフト」研究にあつて、中・東欧の社会・経済が一枚岩の構造を示すわけでないことが強調されてきた。この点は、H. カークが1991年に上梓した『グーツヘルシャフト——東エルベ空間の農業制度に関する学説史研究』²⁾から鮮明に読み取れる。本書は、副題に

示されるように、19世紀末から1980年代までの研究史の総まくりの地位を占めており、これまでの成果の理論的整序を課題としている。ここでのカークの論点は非常に多岐にわたっているが、次のように要約しても間違いあるまい。すなわち、エルベ河を挟む東・西両地域における土地・農業制度の対照的な構造は否定すべくもないが、「グーツヘルシャフト」地域内部にあつては、その起源と形成の推進力、賦役労働と賃労働の比率と時代的变化、グーツヘルと領邦君主との力関係、農業技術の変化の有無、市場の遠近、都市の発達度、農村工業の展開度、人口動態、所領規模の大小などの諸要因に強く規定されて、大きな違いがある、と³⁾。したがって、より対象を絞り込んだ「地域」研究が今日必要とされているのである。

この新しい研究潮流は、1993年ポツダム大学で開催された国際会議『グーツヘルシャフト』に関するカークの解説からも確認される⁴⁾。ここでは、分析の視角が農村社会史の成果を摂取した「グーツヘルシャフト下の農民の対抗文化」に置かれて、農村共同体の問題と絡めつつ、領

1) Kisch, H., 1959, *The Textile Industries in Silesia and the Rhineland; A Comparative Study in Industrialization*. in: *Journal of Economic History* 19, p. 541-564 (柳沢治訳, 1991, 「シュレージェンとラインラントの繊維工業——工業化の比較研究」篠塚信義・石坂昭雄・安元稔編訳『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会, 237-266頁) : Kriedte, P., Medick, H. & Schlumbohm, J., 1977, *Industrialisierung vor der Industrialisierung; Gewerbliche Warenproduktion auf dem Land in der Formationsperiode des Kapitalismus*. Göttingen, S. 26-28.

2) Kaak, H., 1991, *Die Gutsherrschaft; Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im Ostelbischen Raum*. Berlin.

3) Kaak, 1991, S. 289-298/S. 429-447: 田北廣道, 1997, 「西欧工業化期の経済と制度——第二世代の『プロト工業化』研究の成果に寄せて」伊東弘文・徳増徳洪編『現代経済システムの展望』九州大学出版会, 265-287頁も参照。

4) Kaak, H., 1994, *Das Modell Gutsherrschaft*. in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 42, S. 59-60.

主・農民関係の複合性のきめ細かな追究が課題とされているのである。

ボヘミア経済史の分野で上の動向を代表するのが、中・近世ボヘミアの貴族・修道院支配下の所領経営や17世紀末の農民蜂起の特質を、豊富な史料を駆使して克明に追究している J. チェフラである。その際、俎上に載せられているのが、W. シュターク⁵⁾の所説に代表される、再版農奴制下の農村窮状、および、農村共同体の自律性の喪失とグーツ支配の受け皿への転化を強調する「暗黒時代テーゼ」である。確かに、「暗黒時代テーゼ」の見直しは1970年代から進められてはいたが⁶⁾、チェフラの功績は、次の二点の摘出から「グーツヘルシャフトのボヘミア類型」を提唱したことにある。第一点として、中世末期における賦役の金納化と直営地での賃労働関係の拡がり、および、それに対応したボヘミア住民の社会・経済的地位の上昇⁷⁾。第二点として、このような趨勢が、三十年戦争後の「封建反動」の進行によっても基本的に押し止

められなかったこと、である。とくに第二点との関連で、1680年北部ボヘミア一帯を覆った蜂起の分析から、西欧と共通の特質を有する「共同体」的組織の拡充・再編が確認された事実注目したい⁸⁾。

「グーツヘルシャフト」研究とは異なる問題関心から出発したとはいえ、18世紀の「工業化」を扱った研究も「暗黒時代テーゼ」に鋭く反省を迫っているが、その要点は次の三点にまとめられる⁹⁾。

第一に、成長史学の系譜を引く D. グッドと J. コムロスの所説に見られる、ハプスブルク経済の位置づけをめぐる研究スタンスの変化、すなわち、「離陸」に至る持続的な経済成長を達成しえなかったとする「失敗テーゼ」から、地域間の不均等発展と多民族間の錯綜した利害状況とを調整しながら「長期的で緩やかな経済成長」を遂げた例として高く評価する方向への転換がある¹⁰⁾。彼らは、いずれも「産業革命の漸進説」の流れを汲むが、18世紀後半以降啓蒙専制君主の主導した諸改革の意義が過小評価されるわけではない。むしろ、18世紀中葉に鮮明化しつつ

5) Stark, W., 1952, Die Abhängigkeit der gutsherrlichen Bauern Böhmens im 17. und 18. Jahrhundert. in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik* 164, S. 270-292/S. 348-374/S. 440-453.

6) Richter, K., 1974, Die böhmischen Länder von 1471-1740. in: Bosl, K. (hrsg.), *Handbuch der Geschichte der böhmischen Länder Bd. 2*. Stuttgart, S. 99-412. 三十年戦争後のボヘミア地方について彼は、農民蜂起で示された自意識 Selbstbewußtsein の高揚、人口増加および輸出向け農村工業の成長の三点から、「暗黒時代テーゼ」を批判している (S. 321-339)。カークもこのリヒターの所説を踏襲しつつ、他の中・東欧諸地域と比べた中世以来の都市および商業・手工業の高い到達水準に着目し、ボヘミア地方を「エルベ以西・以東間の移行地域」に位置づけた (Kaak, 1991, S. 414-419)。

7) Čechura, J., 1994, *Die Struktur der Grundherrschaften im mittelalterlichen Böhmen; Unter besonderer Berücksichtigung der Klosterherrschaften*. Stuttgart, S. 126-129; Čechura, J., 1995, Die Gutswirtschaft des Adels in Böhmen in der Epoche vor der Schlacht am Weißen Berg. in: *Bohemia* 36, S. 1-18.

8) Čechura, J., 1997, Das Modernisierungspotential der Revolten von Braunau 1680. in: *Bohemia* 38, S. 257-279.

9) 拙稿, 1996, 「中欧工業化史研究の新たな展望——1960年以降の業績を中心に」『経済論究(九州大学大学院)』94, 31-60頁も参照。

10) Good, D. F., 1984, *The Economic Rise of the Habsburg Empire 1750-1914*. Berkeley: Komlos, J., 1989, *Nutrition and Economic Development in the 18th Century Habsburg Monarchy; An Anthropometric History*. Princeton. グッドは、北・西欧の経済成長の推進力が18-19世紀を通じて南・東欧にまで普及した過程にヨーロッパ経済成長の特質を見出し、ハプスブルクには、このヨーロッパ全体の「発展傾斜」の「縮図」の地位を与えている。コムロスも、方法こそ違え、帝国西側世襲領と「後背地」ハンガリーとの農・工分業の深化による漸進的な成長を検出し、「産業革命のオーストリア・モデル」を定式化した(前掲拙稿, 39-43頁)。

あった経済発展の「分水嶺」を意識し、この経済変化と制度変化とを重ね合わせながら考察しようと試みており、この観点は、「地域」分析の視角として本論にも継承されることになる。

第二に、ボヘミア史研究は、より積極的に「封建的」諸関係のなかでの発展の諸相を検出している。この点につき、二人の代表的経済史家の業績を一瞥しておこう。まず、A. クリーマは、「グーツヘルシャフト下の農村工業」論において、「麻糸集配人」Garnsammlerに象徴される「農奴出自の企業家」を生み出しつつ進む、広範な領民層の社会・経済的な上昇に注目し、農村工業の発展における「グーツヘルシャフト」地域と「グルントヘルシャフト」地域との違いを一方的に強調する姿勢に警鐘を鳴らした¹¹⁾。H. フロイデンベルガーは、クリーマとは対照的に、皇帝・貴族らによって設立された集中作業場が工業化過程で果たした意義を、「プロト工場」概念の下に集約して考察した¹²⁾。さらに彼は、「プロト工場」概念を起点として進行した労働規律や作業・生活リズムの伝播・波及の過程を、「農村社会内部における社会的習得過程」として再構成し、「プロト工業化」論に通じる地域レベルでの社会・経済・文化的変化にも光を当てているのである¹³⁾。

これらボヘミア地方の工業化をめぐる議論においても、「長期的で緩やかな経済成長」が、これまで以上に高く評価されるようになってきた。このような研究潮流のなかで、ボヘミア経済発展の「分水嶺」を1730-40年代にまで遡り、工業化に至る条件整備の過程を「地域」単位で追究する研究が活性化していることも確認しておきたい¹⁴⁾。

第三に、「プロト工業化」論争も、グーツヘルシャフト下の工業化に関して新たな観点からの再検討を迫っている。とくにS. オギルビーら「プロト工業化研究の第二世代」を標榜する歴史家たちは、1980年代までの実証研究の進展を受けて、P. クリーテラテーゼ派の所説の限界を、次の二点につき鋭く指摘している¹⁵⁾。第一に、プロト工業の立地決定要因を、不毛な山岳部や封建的諸関係の弛緩に限定できないこと。むしろ、投入・産出・取引・機会費用のいずれかの側面でコスト・メリットがあれば、プロト工業はどのような場所でも形成された。第二に、プロト工業の成長そのものが封建的諸制約を掘

ustrialisierung als sozialer Lernprozeß. in: Matis, H. (hrsg.), *Von der Glückseligkeit des Staates*. Berlin, S. 355-381 (御園生真訳, 1991, 「オーストリアにおけるプロト工業的發展局面——社会的習得過程としてのプロト工業化」篠塚・石坂・安元編訳, 前掲書, 323-354頁): 前掲拙稿, 49-50頁。

- 11) Klíma, A., 1974, The Role of Rural Industry in Bohemia in the 18th Century. in: *Economic History Review 2nd Ser.*, 27, p. 48-56: 前掲拙稿, 44-46頁。
- 12) Freudenberger, H., 1968, Die Struktur der frühindustriellen Fabrik im Umriß; Mit besonderer Berücksichtigung Böhmens. in: Fischer, W. (hrsg.), *Wirtschafts- und Sozialgeschichtliche Probleme der frühen Industrialisierung*. Berlin, S. 413-433. 彼は、「プロト工場」における組織・管理機能と生産機能との分離の中に、近代的工場制と通底する特徴を見出し、将来の企業経営のための訓練場としての役割を強調した。
- 13) Freudenberger, H., 1981, Die proto-industrielle Entwicklungsphase in Österreich; Proto-Indu-

- 14) Myška, M., 1996, Proto-Industrialization in Bohemia, Moravia and Silesia. in: Ogilvie, S. & Cerman, M. (eds.), *European Proto-Industrialization*. Cambridge, p. 188-207: Svoboda, G., 1991, The Foreign Trade of 18th Century Bohemia. in: *Journal of European Economic History* 20, p. 93-123. 資本主義の発達度を測る指標として、ミシユカは生産関係の変化に、スヴォボダは貿易趨勢にと、それぞれ定性・定量的変化に注目し、ボヘミアの持続的経済成長の起点を、制度改革の画期(1781年, 1848年)から18世紀中葉にまで遡及している。
- 15) Ogilvie, S., 1996, Social Institutions and Proto-Industrialization. in: Ogilvie, S. & Cerman, M. (eds.), *European Proto-Industrialization*. Cambridge, p. 23-37: 田北, 前掲論文でのオギルビー説の批判的検討も参照。

り崩しながら自己展開することはなく、逆に、既存の社会制度がプロト工業の発展経路を強く規定したという。このような議論の到達状況に立って、オギルビーらは、プロト工業の発展を社会制度と関連づけて研究することを優先課題に据えている。その意味から、領主制と共同体、および、農・工両部門に跨る制度として、「グーツヘルシャフト」の地域的な特質の検討が避けて通ることのできない重要課題となっているのである。この点を、オギルビーのように国民国家に還元するのではなく、「地域」レベルで検討することが本論のテーマとなる。

以上のような研究の到達状況を受けて、本稿では、北東ボヘミア・リーゼンゲビルゲの手工業定住を対象に選び、18世紀前半の経済的発展につれて定住内部で進行した社会的編成替え、および、それに対応した領主側の所領経営再編の具体相への接近を課題とする。その際に研究対象として取り上げるのが、H. ドントによって史料集が刊行されている、ハラツハ Harrach 伯領シュタルケンバッハ Starkenbach のロホリッツ・アン・デア・イーゼル Rochlitz an der Iser (以下ではロホリッツと略す)である¹⁶⁾。こ

のロホリッツは、別掲の地図から明らかなように、当時のボヘミア地方の主導産業部門——麻織物・ガラス工業——の凝集地域に位置し、またドントの指摘にもあるように、「北東ボヘミア山岳部の典型的手工業定住」¹⁷⁾の特徴も有していた。したがって、ボヘミア工業化史研究で痛感される史料上の制約¹⁸⁾、および、「マニユファクチャー論争」¹⁹⁾や「プロト工場論」²⁰⁾に見られる集中作業場への関心の偏りを超えて、これまで検討されることの少なかった「グーツヘルシャフト下の手工業定住」の特質を探る上で、

ミア諸郡で急であったことが知られ、ロホリッツもその一角を形成していた。人口密度は29.5人/km² (1702年)から72.4人/km² (1788年)に上昇している (Donth, 1993, S. 29-30)。

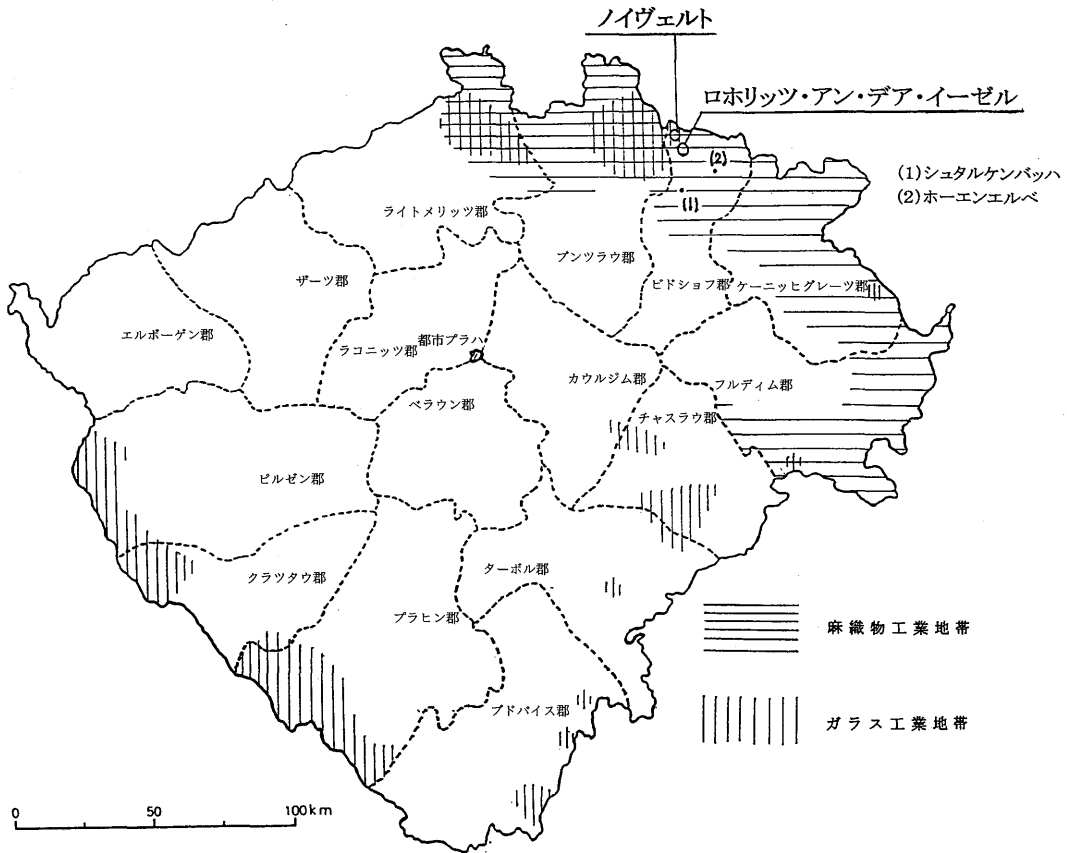
17) Donth, 1993, S. 7.

18) 18世紀後半に域外向け手工業を対象として作成された『マニユファクチャー一覧表』Manufaktur-tabelleが伝来し、当時のボヘミア経済の到達水準・発展趨勢を把握する上で第一級の史料となっている (Otruba, G., 1964, Die älteste Manufaktur- und Gewerbestatistik Böhmens. in: *Bohemia* 5, S. 161-241; Purš, J., 1965, Struktur und Dynamik der industriellen Entwicklung in Böhmen im letzten Viertel des 18. Jahrhunderts. in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* I (S. 160-196), II (S. 103-124))。

19) チェコ学界では1950年代から、「移行論争」とも絡めて、マニユファクチャー段階における資本主義的諸関係の成熟度をめぐる論争が行われた (Klíma, A., 1965, The Domestic Industry and the Putting-Out System (Verlags-System) in the Period of Transition from Feudalism to Capitalism. in: *Deuxième Conférence Internationale d'Histoire Économique, Aix-en-Provence, 1962, Vol. 2, p. 477-481*). 1970年代には、マニユファクチャーにグーツヘルシャフト下の領主・農民関係の特質が反映されているとする所説が優位を占めたが (Maur, E. & Spiesz, A., 1981, Die Manufakturperiode in der tschechoslowakischen Historiographie von 1970 bis 1979. in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* 5, S. 343-377), ミシュカの「混合型マニユファクチャー」論に見られるように、労働力が一元的に「不自由」と捉えられているわけではない (Myška, M., 1979, Pre-Industrial Iron-Making in the Czech Lands; The Labor Force and Production Relations c.1350-c.1840. in: *Past & Present* 82, p. 44-72)。

20) 註12を参照。

16) Donth, H., 1993, *Rochlitz an der Iser und Harrachsdorf in der frühen Neuzeit; Quellen zu Herrschaft und Alltag in einer ländlichen Industriesiedlung im Riesengebirge*. München. ロホリッツは、ニーダー・オーバーロホリッツを中心に、ガラス工業の発展に伴って開発されたフランツェンタール Franzenthal, ザーレンバッハ Sahlbach, ザイフェンバッハ Seifenbach, ノイヴェルト Neuwelt, ハラックスドルフ Harrachsdorf など周辺定住地を合わせて、1788年に面積74km²、人口は5360人を数え、所領内最大のゲマインデであった (Donth, 1993, S. 10-12)。なお、ボヘミア全土の人口は、1722年の203万人から、1781年には400万人を突破したが (Klíma, A., 1993, Die Länder der böhmischen Krone 1648-1850. in: Mieck, I. (hrsg.), *Handbuch der europäischen Wirtschafts- und Sozialgeschichte, Bd.4*. Stuttgart, S. 688-719), 増加率は、域外市場向け手工業が展開した北部ボヘ



地図：18世紀末ボヘミア地方における麻織物・ガラス工業の展開

Otuba, G., 1965, Anfänge und Verbreitung der böhmischen Manufakturen bis zum Beginn des 19. Jahrhunderts (1820). in: *Bohemia* 6, S. 230-331; Myška, M., 1996, Proto-Industrialization in Bohemia, Moravia and Silesia. in: Ogilvie, S. & Cerman, M.(eds.), *European Proto-Industrialization*. Cambridge, p. 189 より筆者作成。

有利な条件を備えているのである。

上の研究課題を考察するために利用する史料は、ドント編史料集に所収された、18世紀前半の多様な類型の史料である(表1を参照)。そのうち、「グーツヘルシャフト」の変化を検討する上で絶好の史料群をなすのが、領主ハラッハ伯が所領管理の指針として所領管理人に向けて発布した三つの訓令・規則書、すなわち、『代官マレークへの訓令』Instruktion für Hauptmann Marek (1706年), 『一般訓令』Universal-Instruktion (1722年) および『所領管理細目規則』Partikular-Wirtschafts-Punkta (1729年、

1744年に一部改定)である。ただし、これらが対象とする地理的範囲には注意を要する。まず、1701年シュタルケンバッハ所領購入後にハラッハ伯が発した初めての経営指針である1706年『訓令』は、全105ヶ条からなり、1705年ロホリッツで発生した「ビール醸造所係争」のさなか、所領代官 Hauptmann ヴェンツェル・マレーク Wentzel Marek に対して発布されたものである。その意味から、18世紀初頭ロホリッツの社会・経済状況を直接反映した史料といえる。それと同時に、手工業が高度に発達した北部ボヘミア一帯の諸関係を念頭に作成されている点で

も注目される。すなわち、1716年シュタルケンバッハ所領の行政条例 *Verwaltungsordnung* のなかで当訓令は、ボヘミアの産業中心地の一つであった東隣の「モルツィン Morzin 伯領ホーエンエルベ Hohenelbe の代官ルードヴィヒ Ludwig によって作成された訓令」と表現されており²¹⁾、また、多数の条項で「ルードヴィヒ殿の助言を求めるように」との指示が付記されているからだ。シュタルケンバッハ所領と類似の状況にある所領の経営方針を踏襲して発布されており、ロホリッツの「北東ボヘミアの典型的手工業定住」としての特質を史料面から表現しているといえよう。

それと対照的に、1722年『訓令』全324ヶ条は、ボヘミア、モラビアおよび低地部オーストリア各地にあるハラッハ伯所有下のグーツ全体を対象としている。それ自体、18世紀初頭まで各所領ごとに発布されていた訓令を編纂し、ハラッハ伯領全体の統一的な所領管理指針を提示したものであった。また、1729年『規則』(全39ヶ条、1744年版は44ヶ条)は、1722年『訓令』を基礎にして、シュタルケンバッハ所領の自然・地理的条件および社会・経済的実態に応じて再編集されたものである。このように、1720年代の訓令はハラッハ伯領全体を視野に収めて作成されており、ロホリッツとシュタルケンバッハ所領への適用に当たっては慎重を要する。しかし、後述のように、各史料中での指示は、山岳部と平野部との差異を際立たせる形で与えられており、識別は容易である。角度を変えて言えば、平野部との構造比較を交えた、山岳部の特質の抽出も可能なのである。シュタルケンバッハ所領全体の構造解明は今後の課題に残さ

れるが²²⁾、本稿はそれに向けた第一歩として、山岳部ロホリッツの特質の把握に努めたい。なお本論では、上記三訓令以外にドント編史料集に所収された他類型の史料も利用するが、その引用にあたっては、編者の手法に倣い、各史料群の頭文字と年代・条項順に付された整理番号を組み合わせて表示することにする(『代官マレークへの訓令』第20条であれば I 20。史料の省略形は、表1を参照)。

最後に本論文の構成を記せば、次の通りである。IIでは18世紀初頭における「手工業定住」ロホリッツの社会・経済的な構造変化の過程を略述する。その際、とくに1704-09年伝来の『ビール醸造所係争文書』*Bräuhausstreitakten*を手掛かりとしながら、「係争」に直接・間接に関わった社会諸層の目を通じてみた、定住内部の経済的・政治的諸関係の変容を浮き彫りにする。続いてIIIでは、上記三訓令の分析に進み、定住内部の社会・経済的な変容に対応した、ハラッハ伯による所領経営再編のための新たな試みを追究する。

表1 ドント編史料集一覧

史料類型 (伝来年)	省略形
代官マレークへの訓令 (1706)	I
一般訓令 (1722)	U
所領経営細目規則 (1729,44)	P
領主裁定録 <i>Hauptprotokoll</i> (1720-55)	H
所領管理人裁定録 <i>Amtsprotokoll</i> (1723-86)	A
ビール醸造所係争文書 (1704-09)	B
所領経営関連文書 <i>Wirtschaftsakten</i> (1691-1786)	W

22) その際の史料として、Donth, F. & Donth, H., 1974, *Quellen zur Geschichte der Herrschaft Starkenbach im Riesengebirge im 17. Jahrhundert*. München も絶好の手掛かりを提供する。

21) Donth, 1993, S. 38.

II. 18世紀初頭ロホリッツにおける 構造変化²³⁾

1. ロホリッツの社会構造

ロホリッツは農業に適さない不毛な山岳部にあり²⁴⁾、グーツヘルシャフトの基層とされる、直営地での大規模な域外市場向け穀物生産という条件を欠いていた。ドントもこの点は十分に承知しており、ロホリッツを含む所領全体の社会・経済・制度的特質の理論的総合は今後の課題と明記して、慎重な姿勢を示している²⁵⁾。しかし、ロホリッツの構造変化を浮き彫りにするために、まず彼の所説を簡単に紹介しておこう。

ドントは、18世紀前半から伝来する様々な類型の史料証言に基づきながら、次の8指標に即してシュタルケンバッハ所領の制度的特質を描き出した²⁶⁾。すなわち、①領民の地代・手工業税・用益手数料の支払いおよび賦役給付義務、②領民に対する土地緊縛、移動・職業選択・婚姻の自由制限、③土地の上級所有権²⁷⁾、④家産制

的裁判権、⑤製粉所の使用強制、および、ビール販売・塩取引に関する高権、⑥領民の貢納 Kontribution²⁸⁾ 支払い義務、⑦所領内諸行政²⁹⁾、ならびに、⑧教会後見権の諸点である。ここで彼は、18世紀中葉における人身支配の一部緩和は認めながらも³⁰⁾、古典学説が想定してきた典型的な土地・体僕・裁判領主権の重層的支配構造が検出できるという。

このような制約にもかかわらず、17世紀末以降ロホリッツは、顕著な社会構造上の変化も示した。すなわち、『土地台帳』Urbarium に記載された領民の保有規模別農場数の推移(表2)³¹⁾から明らかのように、「農民」Bauern および「ゲルトナー」Gärtner が減少するのは対照的に、「ホイスラー」Häusler 「小ゲルトナー」Kleingärtner が急増し、この過程は18世紀中葉を境に加速化した。なお、ここで注意しなければならないのは、各階層の保有規模が、「農民・ゲルトナー」でさえ4～15シュトリヒ Strich (1シュトリヒ=約0.27ha)、「半ゲルトナー」halbe Gärtner が2～3 $\frac{3}{4}$ シュトリヒ、「小ゲルトナー」は1 $\frac{1}{4}$ ～1 $\frac{1}{2}$ シュトリヒに過ぎないことである³²⁾。

23) 拙稿, 1996, 「ボヘミア地方における工業化の初期過程——18世紀前半シュタルケンバッハ所領の事例」『九州経済学会年報』34, 139-144頁も参照。

24) 播種・収穫比率も1:3～4の水準に留まっていた(Donth, 1993, S. 12。後掲の1705年『嘆願書』(B2)も参照)。

25) Donth, 1993, S. 20.

26) Donth, 1974, S. 11-13; Donth, 1993, S. 20-27.

27) ボヘミア農村居住民は、保有規模による以外にも、保有する土地の種類・税制上の区分から、ランダスヘルであるハプスブルクに直接関係し、一般貢納 ordentliche Kontribution を課されてはいたが完全には所有権を失っていないルスティカリスト Rustikalist と、上級所有権が領主に帰属するドミニカリスト Dominikalist に分けられる(Donth, 1974, S. 11-12; 進藤牧郎, 1968, 『ドイツ近代成立史』勁草書房, 163-166頁; 御園生真, 1989, 「18世紀後半におけるベーメン(チェコ)麻織物工業の展開」『経済学研究(獨協大学)』52, 25-50頁)。もっとも、ドミニカリストである領民も土地と家屋に対して、単なる用益権を越えた権利を保持していた。彼らは売買や遺言を通じて保有地を自由に処分

き——所領管理人の承認が必要であったとしても——、農民追放 Bauernlegen も例外的であった(Donth, 1993, S. 22)。

28) 本来はハプスブルクが領主に課した賃租である。しかし、1680年『賦役勅令』第1条で原則的に禁止されていたにもかかわらず、領主はそれを領民に割り当てて徴収していた(B5, B23)。

29) 具体的には、教育、病人・老人介護、穀物備蓄、領民の軍役・賦役への徴募、建設許可・建設地の指定、防災、ツンフト設立の認可および度量衡の検査である(Donth, 1993, S. 25)。

30) 1744年の改訂版『所領管理細目規則』で専業手工業者と各種「専門家」Professionalist の領内での育成が明記され(P41)、それと並行して職業選択・移動および婚姻に関する規制が緩和された。また賦役も様々な形での反抗行為に直面したため、1722年紡績賦役の金納化(U186)を嚆矢として、漸次貨幣納に転換されている。

31) 1688年『土地台帳』は、ドント編1974年史料集に所収されている(Donth, 1974, S. 183-302)。

表2 1688-1780年ゲマインデ・ロホリッツ旧定住地³²⁾における領民の農場経営数

年	ホイスラー	小ゲルトナー	半ゲルトナー	農民/ゲルトナー	合計
1688	18	11	27	84	140
1700	38	23	47	50	158
1720	64	49	49	47	209
1740	123	66	66	37	292
1760	185	85	81	26	377
1780	214	97	84	21	416

出所：Donth, H., 1993, *Rochlitz an der Iser und Harrachsdorf*. München, S. 12.

註：ロホリッツ，ザイフェンバッハおよびフランツェンタールに限定され，18世紀中に開発された新定住地は除外されている(註16を参照)。また，全く土地を保有しない「インロイテ」Inleute も含まれていない。

彼らが保有した耕地は，せいぜい自家需要の一部を賄うに過ぎず，後述の家計補填のための広範な手工業従事の温床ともなったのである³³⁾。

2. ロホリッツの手工業発展

ロホリッツの産業構成を確認する際に手掛かりとなるのが，1770-99年に時代比定できる洗礼・埋葬記録簿からドントが抽出した職業一覧である(表3)。ただし，この表は，ガラス工業の準備・補助工程，および，当時最大の産業であり，多くの領民が副業として従事していた紡績業を掲載しておらず，全容を伝えていないことに留意しなければならない。しかし，職業名だけでなく各手工業従事者数も把握できる，第一級のデータであることに間違いない。

ここで目を引くのは，農・工兼営者が除外されている中での409人という実数の多さ，なかでも，主要な域外市場向け産業であるガラスおよび麻織物関連の従事者が，40%強と高い比重を占めていることである。それに加えて，18世紀後半における「手工業定住」の高度な発展を反映して，衣服，皮革加工，食糧および建築関係の職種が多数見られ，そのうちの数職種からは，18世紀前半のツンフトの形成——車大工・仕立屋(B23)，麻織布工・靴屋および指物師(P2)——さえも確認できる。近世ドイツ諸邦から広範な農村ツンフトを検出したH. シュルツは，それを手工業者の経済的・人身的な自由度拡大の文脈で捉えたが³⁴⁾，ロホリッツでもそれに対

表3 1770-99年ロホリッツの職業構成

ガラス工業(親方, 研磨工, 絵師, 金メッキ工, 切断工, その他)	25%
ガラス商人, 麻織布工, モスリン織布工, 漂白工, 染色工	16
仕立屋, 靴屋	24
粉屋, パン屋, 肉屋	20
大工, レンガ積み工, 指物師, 建具屋	10
その他の手工業者	5
合計(409人)	100%

出所：Donth, 1993, S. 13.

32) ここでの保有規模別の分類は，ボヘミア全土の基準と大きく隔たっており，注意を要する(クリーマによれば，「農民」=1/2~2フーフエHufe(約8~35ha)，「シャルプナー」Schalupner=約2~4ha，それ以下が「ゲルトナー」である。Klftma, 1993, S. 698-700)。1688年『土地台帳』で確認される限り，ロホリッツでは，「ホイスラー」以上の平均保有面積は約6シュトリヒ(=1ショックSchock=1/10フーフエ=1.6ha)で，最大規模の「農民」(マルティン・シュミット Martin Schmiedt. 彼は後述の「ビール醸造所係争」にも「誓約人」Geschworneとして名を連ねている)でさえ約4haを保有するに過ぎず，保有規模の小さい北部ボヘミアにあっても際立っている(Donth, 1993, S. 12-13. 面積単位についてはDonth, 1974, S. 731-734を参照)。

33) 註16を参照。

34) Schultz, H., 1984, *Landhandwerk im Übergang vom Feudalismus zum Kapitalismus*. Berlin, S. 15-19; 田北廣道, 1987, 「ドイツ学界における『プロト工業化』研究の現状(1)——東ドイツ学界の場合」『商学論叢(福岡大学)』32, 133-162頁。

応した発展を読み取れるのである。

18世紀前半について表3に対応するような職業統計は伝来しない。しかし、上述の1720年代におけるツンフト結成以外にも、1729年『所領経営細目規則』と1720-40年代の『領主裁定録』から、同表に挙げた職種に従事する領民——その他に鍛冶屋、錠前工、石鹼製造工、桶屋、搾油工（以上P2）、床屋医者（H74）——の存在を確認でき、「手工業定住」の特質は18世紀前半まで遡及できる。そこで以下では、ロホリッツの二大産業である麻織物・ガラス工業の18世紀前半における発展に即して、「手工業定住」の構造を一段掘り下げて追究しよう。

(1) 麻織物工業

リーゼンゲビルゲ麻織物工業の起源は、16世紀の「ツンフトカウフ」まで遡るが³⁵⁾、ロホリッツに関する最初の情報は17世紀中葉を待たねばならない。そのうえ、ここでは紡績・織布・仕上の全工程は均衡して発展していたわけではなく、紡績以外の工程は大きく立ち遅れていた³⁶⁾。しかし、18世紀初頭には質・量両面での新たな胎動が確認される。

まず、賦役として組織されていた紡績業については、1705年『賦役に関する意見書』（B5）で証言された300から500ステュック Stück への紡績量の増大が、この時期の顕著な発展を示唆する。さらに、同年ロホリッツ領民がハラッハ

伯に宛てた『嘆願書』（B2）——後述の「ビール醸造所係争」の発端となった——は、厳しい自然条件下の山岳部の痩せた土壌、および、保有する耕地の狭小さから、大多数の領民が紡績業に従事せざるを得なかった事情を次のように表現した。「私どもは、ロホリッツの石の多い不毛な山地に80ショック Schock（約130ha：筆者註）の耕地を保有しておりますが、……（中略）……その不毛性の故に、農耕は私どもの生計にそれほど貢献いたしません。それと対照的に平野部では、3人の富裕な農民 Pauer が私どものロホリッツ全体よりも多くの穀物を播種・収穫しているのでございます。結局、私どもはパンの多くを購入しなければなりません。と申しますのも、多くの農民が得るパンは年に必要な量の4分の1にも満たないからでございます。それ故、私どもの生活は糸巻竿を用いた紡績に依存しておりまして、勤勉な者は週に3房の糸を紡いでおります。それは6ないし7グロッシェンに相当し、亜麻の購入代金として9クロイツァーを支払いますので、紡績工の手許には9から12クロイツァーが残ることになります。そのなかから私どもは食糧と衣服を賄い、子供を扶養し、皇帝陛下と御領主様への貢租を支払わなければなりません。農民はしばしば、子供たちともども、飢餓と不足に陥らざるを得ないのであります」（B2）。この史料は、紡績業における賦役以外の独自の「手工業者」層の形成を示すものとしても注目される。ロホリッツ居住の家内紡績工は17-18世紀の交には既に、市場での原料・製品の売買を通じて生計を立てる、いわば「小生産者」としての性格も有していたのである。

ここで生産された麻糸は、主にシュレージェン経由でオランダなど低地諸邦の最終加工地に

35) 馬場哲, 1993, 『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』東京大学出版会, 43-46頁; 御園生, 前掲論文: 諸田実, 1981, 「16, 17世紀東中部ドイツ麻織物工業における『ツンフトカウフ』」『商経論叢（神奈川大学）』16, 1-57頁。

36) シュタルケンバッハ所領全体では、1654年31人、1725年には33人の織布工が確認されるが、ロホリッツでは各年4人と1人に過ぎない（Donth, 1993, S. 16-17）。

輸出された。その際、家内紡績工の組織者かつ麻糸取引業者として、在地の農奴出自の商人企業家である「麻糸集配人」が抬頭した³⁷⁾。ロホリッツでも、17世紀末にはゲオルク・ベルクマン George Bergman の存在が知られており、1694年作成の遺産目録 (B26) および1707年作成の遺産管財の適否を確認するための勘定書 (B27) から、その活動の一端を窺うことができる。それによれば、彼が保有する耕地は、ロホリッツの平均値に近い5シュトリヒ (約1.3ha) に過ぎない。しかし、商品の麻糸在庫量は4794ステックに上り、また、未回収債権として、ボヘミア内の2千グルデンとならび、主要な取引地であるシュレージェンとザクセンに関して各々1千グルデンが列記されているのである。

ところで、紡績業の発達は、1710年代には織布・漂白工程の育成を日程に上らせるほどの水準にまで達していた。この点を、1714年所領管理人の森林監督官 Forstmeister³⁸⁾ ゲオルク・ザッハー Georg Sacher がハラッハ伯に宛てた書簡は次のように述べる。「ヴィンター Winter 殿は、(定期金書記官 Rendtschreiber³⁸⁾ に：筆者註) 採用された暁には、伯爵閣下の所領において麻布取引および漂白場設立に着手されるおつもりです。…… (中略) ……目下私どものロホリッツは、糸取引においてシュレージェンから完全に締め出され、私どもはなす術もなく危機に瀕しております。現在、シュレージェン側で麻糸の購入を渋っている旨の報告を受けておりますが、これは、彼らが麻糸をオランダに引き渡さないからなのでございます。上に申し上げました営業が組織されましたならば、麻糸は所領内での売買、織布・漂白の後、皇帝陛下の治

められる諸ラントに運搬され、取引されることになりましょう。当地には、このような麻織物取引に従事する運搬人——そのために必要な知識を持ち、帰路におきましては、塩など当地に不可欠な品を積み込む術を心得ております——も十分いるのでございます」(W7)。

この提言に沿った紡績・織布・漂白の一貫した組織の確立は、18世紀中葉を待たねばならない³⁹⁾。しかし、1714年までに紡績業は、織布・仕上・漂白工程の拡充、および、シュレージェンとの地域間分業の根本的再編を所領管理人に企図させる程度にまで成長していた。それに加えて、麻織物関連以外に、塩など必需品の取引・運搬に従事し、域外との商業・市場関係に精通する住民が多数形成されていた事実も、地域内外の市場関係に占めるロホリッツの重要な地位を浮き彫りにするものとして銘記しておきたい。

(2) ガラス工業

ロホリッツでのガラス工業の起源は16世紀末まで遡り、18世紀初頭にはザーレンバッハとザイフェンバッハでの経営が確認されている。もっとも、後者は燃料となる森林資源の枯渇のため閉鎖に追い込まれ(B7, W5)、1711-14年北部のノイヴェルトに新たな工場が建設された(W5, W8)⁴⁰⁾。リーゼンゲビルゲの豊かな森林

39) 生産部面では、1752年商業向け漂白場の建設、1754年のヴェール工場建設 (H157) および織布工・麻糸商人によるツンフト結成 (H158) が確認される。また、1752年トラウテナウ商会の設立により、ドイツ商業資本による流通支配からの脱却も進められた (Goelert, V., 1873, Notizen über Böhmen; Gesammelt von dem Staatsminister Grafen C. Zinsendorf auf einer Reise im Jahre 1774. in: *Mitteilungen des Vereines für Geschichte der Deutschen in Böhmen* 11, S. 199/S. 289-291)。

40) Donth, 1993, S. 14-15: Parsche, F., 1977, *Das Glasherrengeschlecht Preisler in Böhmen, Bayern und Schlesien*. München, S. 26-27.

37) Klíma, 1974, p. 50-52.

38) 所領管理上の役職については、III, 図1を参照。

資源を背景とし、木材の一部供給⁴¹⁾と仕上げ工程を担当するシュレーゲンとの往来に至便な交通の要衝にある、このノイヴェルトのガラス工場こそが、18世紀後半にはボヘミア最大の工場にまで成長するのである⁴²⁾。

ところで、ノイヴェルトの発展は、燃料用資源と交通立地という上記の二要因に促されたのみでない。1711年所領管理人（氏名・役職は不明）がハラッハ伯に宛てた報告書は、工場の建設と運転に要する多額の資金を援助した人物として、当時のロホリッツ教区司祭で、既述の「麻糸集配人」G. ベルクマンと近い親族関係にあったクリストフ・ベルクマン Christoph Bergman の名を挙げている（W5）。地域間分業の一翼を担う域外市場向け麻糸生産の広がり、それを踏まえた在地の領民層からの商人の抬頭、彼らによる他の産業部門への資金投下という経路を通じて、18世紀前半の「手工業定住」の拡充が進んだのである。

この過程でノイヴェルトのガラス工場は、いわば「プロト工場」として、周辺に原・材料および燃料供給者や加工従事者の定住を促すことで、「手工業定住」の発展に寄与したと考えられる。残念ながら、この点に関する詳細な史料証言はないが、ノイヴェルト南東隣接地での新たな産業定住（後のハラックスドルフ）の開発（W5）、および、シュレーゲンに依存していた金メッキ工程などの仕上工程従事者が1740年

代に増加したこと（H107, A52）などの断片的情報が、「プロト工場」を核とした、広範な住民層による「社会的習得過程」の進行を示唆している。

域外市場向け手工業の発展にともない、既述の各種專業手工業者も形成されてくるが、このような生産基盤の拡大は同時に、ロホリッツを結節点とする地域内外の流通の活性化も生み出した。とくに、1706年『代官マレークへの訓令』第61条は、「穀物が平野部から山岳部へと運搬され、山岳部で販売されるべきこと。なかんずくロホリッツには、穀物を購入するためにシュレーゲン居住民が多数訪れ、それによって平野部に比べて数グロッシェン高い価格で販売されるのは勿論のこと、より多くのビール樽が開けられるからである」（I 61）と表現して、所領境界線をも超えた財と人の流れを明示している。また、同史料で言及される外来者へのビール提供と関連して、飲食物提供の拠点である居酒屋が、ロホリッツには所領全体の3分の1弱（25軒のうち7軒）が設置されていたこと、および、収穫後の9～11月に、教会堂開基祭 Kirweyhe/Kyrmesse に日程を合わせた年市がロホリッツ周辺定住地で毎週のように開催された事実（I 73, P16）も、ロホリッツの商品交換の拠点としての重要な地位を反映しているのである。

3. ロホリッツ領民の政治的自意識の高揚

これまで検討してきた18世紀初頭のロホリッツにおける構造変化は、政治史の側面でも鮮明な足跡を残している。この点につき、1705-09年「ビール醸造所係争」が最も印象的な事例を提供しているので、以下ではその特徴を簡単にまとめよう。

41) 1726年ノイヴェルトのガラス親方エリアス・ミュラー Elias Müller がハラッハ伯に提出した、営業手数料の軽減を求めた嘆願書によれば、営業開始直後の1710年代後半には既に、シュレーゲンから燃料用木材を購入していた（H7）。なお、1746年にも同様の嘆願が行われるが（H120）、前回木材購入の補助金として12グルデンが付与されたのに対し、1746年にそれは25グルデンに増額されており、この間のノイヴェルト工場の拡大を示唆している。

42) Otruba, 1965, S. 295-303.

この「係争」は、1704年ハラッハ伯がロホリッツにビール醸造所の建設を決定したこと、それに対して、ロホリッツ領民が醸造所建設およびその維持・管理のための賦役強化を危惧し、前掲の『嘆願書』(B2)を提出したことに端を発する。しかし、ロホリッツ領民をこのような行動に駆り立てた原因は、醸造所建設だけでなく、それに先立つ全般的な賦役強化にもあった。このことは、同『嘆願書』の後段で「伯爵閣下がビール醸造所の建設をお望みになり、私どもに対して、新しい支払いと賦役を追加されますならば、私ども困難な状況にあります者は、臣下の礼をもちまして、伯爵閣下が私どもにお慈悲をかけて下さりますよう、次のことをお願い申し上げます。すなわち、新たな賦役と支払いを課されるに先立ちまして、私どもが以前に比較してより困難な状況に置かれませぬよう、旧来からの賦役と貨幣貢租を軽減あるいは免除していただきますよう、また、私どもの能力を越えて負担が課されませぬように。それと申しますのも、御領主様に対する負債が4千グルデン以上に上るなど、私どもはこれまでにない貧窮に陥っておりまして、負債の一部が免除されなければ、このような状態から立ち直ることができないからなのでございます」と述べ、『賦役と貨幣貢租に関する意見書』(B5-6)でその子細が示されていることから確認できる。それに加えて賦役は、後述の賦役再編の動き(I 15)からも示唆されるように、山岳部領民に対して加重に課されていた。実際、1688年『土地台帳』によれば、連畜賦役を負う領民は108名(手賦役は9名)に達し、領内でも傑出していた⁴³⁾。

43) Donth, 1974, S. 250-265. 他の定住地で連畜賦役は、保有面積10シュトリヒ以上の比較的富裕な「農

足かけ5年にわたる「係争」の詳しい経緯については別稿に譲るが⁴⁴⁾、ここでは、村落内の多様な階層が「係争」に関与していた事実のみ注目したい。まず、領主・所領管理人から「煽動者」と見なされた(B4, B12)、教区司祭クリストフ・ベルクマンの存在が挙げられよう。既述のとおり、「麻糸集配人」家系ベルクマンの有力な構成員として、また、ノイヴェルト・ガラス工場の創業・運転資金の提供者として、18世紀ロホリッツの域外市場向け二大産業を橋渡しした人物である。彼は「係争」においても、聖職者としての学識、広域的な人脈および「貧者救済」の使命感から、ロホリッツ領民を直接・間接に支援しており⁴⁵⁾、まさにロホリッツの構造転換の「鍵」を握る人物であった。

司祭ベルクマンの助言・援助のもとで、実際に「係争」を主導したのは、ロホリッツの経済・政治上の有力民である。彼ら全員の社会階層が判明しているわけではないが、有力手工業者としては、製粉所を受託していたアンドレアス・ゲルトナー Andreas Geltner⁴⁶⁾、アダム・ゲングレー Adam Gängler およびエレミアス・ポール Jeremias Pohl、ザイフェンバッハのガラス親

民」層に限られたが、ロホリッツでは、「半ゲルトナー」以上全員に課されていた。

44) 「18世紀前半中部ヨーロッパにおける工業化過程の再検討——北東ポヘミア手工業村落の事例」と題して現在投稿中。

45) 1706年3月郡代(註49を参照)ヴァルトシュタイン Waldstein 伯のロホリッツ領民に対する尋問調書から、シュレーゼン居住の法律家(氏名などは不詳)の助言を受けながら、司祭ベルクマンが1705年嘆願書の草案作成と清書に関わったこと、相談や集会の場として司祭館を提供したこと、および、様々の名目で資金を援助したことが明らかとなっている(B17)。それに加えてベルクマン自身も、ハラッハ伯に宛てて、代官マレークの苛斂誅求によるロホリッツ領民の窮状を訴えた(B9, B23)。

46) 彼は「係争」の発端となった『苦情書』(B2)の提出に際して、ウィーンへの伝令も務めている(B17)。

方クリストフ・シューラー Christof Schürer, ならびに、後にノイヴェルトのガラス親方となるエリアス・ミュラーが確認される。また、ロホリッツが領主・所領管理人に宛てた書簡には、「裁判官」Richter ゲオルク・ハルティヒ George Hartig 以下、多くの領民が「長老」Gemeinälteste、「誓約人」として名を連ねている。彼ら「村役人」は、17世紀後半以来、領民間の係争・非係争事項での立会・調停役を務めていたことが知られており⁴⁷⁾、数年にわたる「係争」を闘い抜く基礎に、このような日常的な政治的経験や村落内調停活動の積み重ねがあったことを忘れてはならない。「村役人」の選出方法や活動内容の詳細は不明で、ドントも立ち入った説明を控えているが、グーツヘルシャフト下の領民の「共同体」的結合を、「支配の受け皿」⁴⁸⁾としてのみ捉えることはできないのである。

上記の有力者以外の領民も、嘆願書などに名は連ねていないものの、積極的に「係争」に関与していたようである。この点は、司祭ベルクマンがハラッハ伯に宛てた書簡で、賦役強化を忌避して領民多数がザクセンに逃散している事実が言及され(B9)、その中には、レンガ積み工クリスティアン・ジーバー Christian Sieber, パウル・シュトゥムペ Paul Stumppe および織布工ハインリヒ・パルム Heinrich Palm という専業手工業者も含まれていたこと(B20)から窺え

る。また、賦役強化の事例としてとくに紡績賦役が挙げられ(B5, B17)、早くも1706年に金納化が指示されていること(I 78)から、麻糸紡績工の意向も強く作用していたことが読み取れる。

「手工業定住」の発展は、このようにロホリッツ内部に多様な社会階層を生み出すと同時に、ツunft形成や「村役人」組織の権限拡大に見られる、職能的・地縁的結束を強める結果ももたらした。さらに、1706年9月に再びロホリッツ領民は、代官マレークによる苛斂誅求を訴えた『苦情書』(B23)をハラッハ伯に提出するが、その際、1680年レオポルド一世が発布した『賦役勅令』全11条(B24)を引き合いに出した事実からも、領民諸層の政治的意識の高さを確認できる。この『勅令』は、領主による賦役の恣意的強化を禁止しただけでなく(第1-2, 5-6, 9条)、領主・領民間係争の解決に当たり、ハプスブルク皇帝直属の郡代 Kreishauptmann による仲裁裁定をも定めて(第11条)⁴⁹⁾、「農民保護」の端緒になったが、領民はその内容を熟知していたからである。

この「係争」の結末は必ずしも明らかでないが、領民側が一定の譲歩を勝ち得たことは間違いない。この点は、ロホリッツ醸造所建設が1720年代中葉まで延期されたこと⁵⁰⁾、郡代による仲裁裁定により、「係争」主導者全員が免責となり、穏便に処理されたこと、および、ハラッハ

47) 「村役人」の役割が明文化されるのは、1722年『一般訓令』(U311-313)を待たねばならない。しかし、彼らの政治的な場への登場は、管見の限り、所領管理人が作成した『参審人文書』Schöppenbuchにおいて立会人として登場する1663年まで遡及できる。また、領民間の係争・非係争事項に関する記録が同史料中で1701年以降激減した事実も、これらの権限が既に「村役人」に移管していたことを示唆する。

48) Stark, op. cit., S. 348-357.

49) このように領主裁判権も、17世紀末の国制改革に対応して一定の制約が加えられている。領主・領民間の係争は郡代の裁定に委ねられ、刑事事件の上級裁判権も、プラハの控訴審裁判所 Appellationsgericht に属した(I 20-21)。結局、領主裁判権は領民間の係争の仲裁に限定されたが、それも、第一審は「村役人」の手で行われていた(U311-312, 註47も参照)。

50) ロホリッツ・ビール醸造所の史料初出は1725年である(A10)。なお、その前年にも係争が発生したが、醸造所建設との関連は明らかでない。

伯らが「煽動者」司祭ベルクマンの聖職禄没収を願い出たにもかかわらず、それが実現しなかった事実 (B32-35) から窺える。

ところで、以上のロホリッツの社会・経済的な構造変化、および、「ビール醸造所係争」で顕在化した支配体制が孕む問題に直面して、ハラッハ伯は事態を静観していたのではない。「醸造所係争」発生直後に『代官マレークへの訓令』を発令し、その後も『一般訓令』と『所領経営細目規則』を通じて所領経営の再編を積極的に試みるのである。

Ⅲ. 18世紀前半シュタルケンバッハ所領における経営再編

ドントは、上記三訓令中でランダムに載せられた各条項を内容に沿って四つの大項目——①領主直接経営に関する規定、②領民主体の経営に関する規定、③所領管理人組織および行政・裁判上の規定、および、④村役人と領民が遵守すべき事項——に整理している⁵¹⁾。ここでの検討もその分類に依拠していることを、あらかじめお断りしておきたい。

1. 『代官マレークへの訓令』の分析

(1) シュタルケンバッハ所領の収入構成

まず、シュタルケンバッハ所領におけるハラッハ伯の収入構成から確認しておこう。その全体像を明らかにする史料は残念ながら伝来していないが、1677-1730年に収支構成が判明している9所領につき、ドントのまとめたデータが利用できる。それによれば、ビール醸造業からの収入が3776~20698グルデンで全収入の

20~51% (平均36%) を占めているのに対して、地代は2.1~6.6% (同4.2%)、直営地での農業収入は6.5~26.9% (同18.6%) に留まり、ビール醸造業が群を抜いて筆頭にあった⁵²⁾。この限りで、ボヘミア地方全体の特色を強く反映しているといえよう⁵³⁾。

この収入構成上の特徴が、既述の狭隘な農業諸条件に規定されたロホリッツを含むシュタルケンバッハ所領でより際立っていたことは疑いない。1729年の地代収入が575グルデンであったのに対して (P1)、醸造業の生産額——純益は不明——は、ロホリッツ醸造所だけで4千グルデン、所領全体では1万グルデンにも達し⁵⁴⁾、史料中で「最良のレガリア」das beste regal (I 35)⁵⁵⁾とまで呼ばれているからだ。当然ハラッハ伯は、その利益を最大化するために、生産方法 (I 35, 39, 42, 43, 72, 96) から原料・燃料調達 (I 36, 94)、製品の運搬 (I 39, 73)・貯蔵方法 (I 37, 41, 86, 88)、ビール樽の規格 (I 89)、および、販売拠点である居酒屋での貯蔵・販売方法 (I 44) に至るまで、17項目を割いて事細かに規定した。また、農・林業関連の条項にも、醸造用穀物 (I 48) および燃料用木材 (I 16) の調達に関する規定があることも付記しておきたい。

ところで、独立項目として収入全体に占める

51) Donth, 1993, S. 38-41.

52) Donth, 1993, S. 29. 他に手工業税、森林、養魚池などの収入項目があるが、具体的な数字は挙げられていない。

53) フス派戦争後のボヘミア地方における賦役・地代の金納化への動きは、三十年戦争後の貨幣価値の下落と人口減少によって一時停止し、領主直接経営の割合が顕著に拡大した。しかし収入構成の点では、農業外の収入と比べて、直営地農業の意義が低い水準に留まっていることに変わりはない (Klma, A., 1975, Probleme der Leibeigenschaft in Böhmen. in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 62, S. 214-228: Stark, op. cit., S. 270-273)。

54) Donth, 1993, S. 29.

55) 1722年『一般訓令』にも同じ表現がある (U21)。

比重が低いとはいえ、農・林・牧畜業が軽視されていたわけではない。実際、18世紀前半の訓令に共通してこれら農業関連の条項が多数を占め、ハラッハ伯が農業経営の「合理化」に最大の関心があったことを窺わせる。以下では、この点を概観した上で、所領経営の特質を明らかにしたい。

(2) 領主直接経営

領主直接経営に関する条項は、農業経営（穀作、牧畜および養魚池）、ビール醸造業および森林経営の三つに分類できるが、ここでは上記の醸造業以外について検討しよう。

まず農業経営については、穀作(18項目)、牧畜(18項目)および養魚池(5項目)の別を問わず、収穫量・収益の増減に関わるあらゆる事柄が規制の対象に据えられている。その際、穀作を例にとれば、農作業——犁耕、施肥、播種、草刈、収穫および脱穀——の的確な運行(I 32)、灌漑・排水などによる土地改良(I 22, 26-29, 32)、播種・脱穀労働の監督強化(I 22-23, 30, 63, 74)ならびに度量衡の統一(I 100)と、作業全体が細心の注意をもって管理される。なかでも、穀作に不向きな土壌を改良するための施肥が重視され、これまで利用されずに廃棄されてきた所領内資源の有効利用が積極的に推進された。その代表的な事例としては、養魚池からの客土(I 24, 27)、厩肥(I 53)や敷き藁の耕地・採草地への投入(I 24, 45, 50, 95)が挙げられよう。ビール醸造業との関連でも、醸造・蒸留後の搾り滓の肥料(I 42, 58)および飼料(I 72)としての利用が指示されている⁵⁶⁾。

森林経営に関しては、わずか3項目が取り扱っているに過ぎないが、その重要性は十分に認識されており、この点は、第16条で森林資源が

「至宝」grotes Kleynodと呼ばれていることから容易に窺える。この条項では、代官に対して森林資源の保護を目的とした諸措置、すなわち、若木管理のための無制限な放牧禁止、巡回による不法伐採の取り締まり、計画的伐採、公正な価格での木材の販売、および、風倒木利用などの対策が求められたが、これらを要請した事情としては、次の二つがあった。第一に、木材不足による価格騰貴が、既述の1705年『苦情書』提出の遠因になるほど深刻化していたこと

(B6)、第二に、1710年代ザイフェンバッハのガラス工場閉鎖の原因が森林資源の枯渇にあり、領内ガラス工業の再生にとって、燃料確保が死活問題となりつつあったことである。事実、ノイヴェルトのガラス工場は、既述の通り交通至便の地に建設されて、領内の木材の利用のみならず、域外からの木材購入によって燃料を賄っていた。いずれにせよ、この場では、ノイヴェルト・ガラス工場が急速な発展を遂げる1730-50年代にかけて、「稀少資源」としての森林に対する認識が一段と高まっていったことだけを確認しておきたい⁵⁷⁾。

(3) 所領管理人組織の整備と賦役制の再編

以上の農法などに関する子細な規定と並び、それを周知徹底させるための所領管理人 Beamte 組織も整備されてきた。代官を頂点と

56) 大規模所領と農学的知識に裏付けられた「近代」的な農法・技術との結び付きが確認できるか否か、それとホーエンエルベ所領の代官ルートヴィヒとの関係があるか否か、については興味ある問題をなすが、その検討は他日を期したい(Kaak, 1991, S. 292-295/S. 400-406)。

57) 既に1722年『一般訓令』で森林は、「お上の特別なレガリア」ein sonderbahr obrigkeitliches Regale (U118)と表現されている。また、1752年3月『森林および狩猟条例』Wald- Forst- und Jagdordnung (H145)をはじめとして、1750年代初頭に森林関連の条例が相次ぎ発布された。

する管理人らは、ウィーンに居住するハラッハ伯に代わって現地の所領経営を委されていたが、ここでとくに重視されたのは所領会計の整備であり、この点を第64条は、「山岳部では定期金書記官が、平野部では城代 Burggraffen が年二回の会計報告を行い、代官は、これらが秩序正しく精確に行われるよう監督すべし」(I 64)と端的に表現している(図1を参照)。それと同時に、管理人組織の末端には、「シャッフアー」Schaffer/Schaffermeister/Schafferweiber と呼ばれる階層も組み込まれていた。彼らは、直営地内の耕地(I 22-23)・採草地(I 32)での播種・収穫作業、放牧(I 46, 52, 59)に携わるゲジnde Gesinde、および、賦役労働を提供する領民を監督する役割を担っていたのである⁵⁸⁾。

ところで、このような階層序列的な管理組織の形成には、所領経営上、二つの狙いがあった。第一に、ゲジndeや領民による原料・生産物の横領防止規定(I 22, 30, 74, 89)から明らかのように、領主収入を目減りさせる諸要因の除去。そして第二に、所領管理人の権限と俸給の明文化(I 12-13, 103-104)を通じた、管理人層の権限濫用による領民の収奪の防止である。見方によっては、ここにハラッハ伯の領民に対する「保護政策」の開始を読み取ることも可能であろう。

この文脈では、1706年『訓令』の発布(10月)が、同年9月の代官マレークによる諸行政についての『苦情書』(B23)提出を直接のきっかけとしていたことに注意を促しておきたい。この『苦情書』でロホリッツは、賦役、貢租支払い義務、および、その他の「法とキリスト教の精神にもとる」行政手続きにつき、19項目にわた

って代官マレークの圧政を弾劾している。なかでも、賦役労働の誅求の糾弾に当たっては、前述の1680年『賦役勅令』が引き合いに出され、当該条項からの乖離が厳しく指摘された。この事実は、『勅令』の趣旨がシュタルケンバッハ所領の行政手続きにまだ十分浸透していなかったことを示すが⁵⁹⁾、同時に、「手工業定住」ロホリッツの社会・経済構造の変化が、零細農にまで連畜賦役を課していた1688年以來の原則とは相容れない水準に達していたことも示唆している。逆に、このような事情こそが1706年『訓令』の発布を通じたハラッハ伯の所領行政への介入を促したといえる。したがって、管理組織の整備と並行して、ロホリッツの経済的現状を踏まえた所領内での賦役賦課の再編が試みられたことも、けだし当然なのである。次に、この点について概観しよう。

賦役制を扱った条項は4つに過ぎず、決して多くはない。そのうち、第14条で代官による賦役労働の監督、賦役不履行者に対する罰則などの一般原則を確認したのち、第15条で、その再編原理を次のように述べる。「代官は、賦役の賦課と貢納の徴収に際して、土地保有規模に基づき、農民、ゲルトナーおよびホイスラーの間で適切に配分されるよう留意すべし。その上で、山岳部と平野部の間で不均衡が明らかとなった場合、代官は良心に従って、その混乱を可能な限り迅速に取り除くべし」(I 15)と。ここで見られるように、18世紀初頭の土地保有規模の零細化に対応した賦役の再配分は、同時に、所領内の各定住地の経済状況に応じて行われた。実際にロホリッツ領民は、懸案のビール醸造所建設に要した追加的な賦役を免除された。その代

58) Stark, op. cit., S. 286-288.

59) Stark, op. cit., S. 281-283.

わりに所領内の他地域で遊休状態にある賦役労働力が利用され、また、領主自身が運搬用役畜を提供しているのである (I 40)。

以上の諸措置が、領内の人的資源の再配置による所領経営の「合理化」と増収とを目的にしていたとすれば、既述の紡績賦役の金納化も、「小生産者」型紡績工の増加を背景とした、領主の収入増加のための一手段であった。第78条は、この点を次のように述べる。「代官は、紡績義務の代償として領民が毎年どれだけ支払うかについて、彼らと交渉すべし。そのことについては既に、山岳部にあるモルツィン伯領の代官が、紡績義務（の金納化：筆者註）がどの程度の利益を生むかについて次のような信頼すべき情報を寄せている。それによれば、都市を除いたホーエンエルベ所領では当該義務の代償として毎年700、アルナウ Ahrnaw 所領では400、ロムニッツ Lomnitz 所領では300およびチースタ Tschiesta 所領では80グルデンが納められているという。……（中略）……代官は、上の余の指示を成功裡に達成した折には、ますます余の信頼を得ることであろう。というのも、このことによって管理人が亜麻栽培につき要してきた多大なる気苦労から解放され、他の所領経営上の要件により多くの配慮を加えることができるからだけでない。同時に、これまで山岳部で亜麻栽培のために必要とされた肥料を、穀物のために用いることが可能となるからである」(I 78)。金納化による利益が、近隣所領の例を引きながら、代官の監督労働の軽減、および、穀作の推進と併せて論及されているのである。

ところで、1706年『訓令』では、先の第15条でも言及されているように、山岳部と平野部との区別が、土地保有規模の格差と併せて強調されていることに気付く。しかし、それを単に自

然・地理的条件の違いに帰するのは早計であろう。むしろ、双方の社会・経済的特質の違いが顕在化するなか、平野部での穀作の拡充と並行して、農業基盤がとくに狭隘な山岳部ロホリッツでは、18世紀初頭までの域外市場向け手工業の成果を吸収するのに最適な組織の再編が行われたのである。

この点と絡めて、IIで触れた「ビール醸造所係争」勃発の原因と関連づけながら、1706年『訓令』発布の狙いをあらためて確認しておこう。ロホリッツでの醸造所建設計画が、域外市場向け手工業を軸とした山岳部での流通の活性化を踏まえて、領主の収入増の達成を企図するものであったことは、次の第39条からも確認できる。すなわち、「余はシュタルケンバッハ所領を購入した際、他の様々の事柄に加えて、とくに活況を呈しているロホリッツに醸造所を建設すべきとの報告を受けている。余はこの報告に基づき、シュタルケンバッハ⁶⁰ 醸造所を閉鎖し、その上で、同醸造所の建材ならびに他の道具類を利用してロホリッツに醸造所を建設する旨、発令したのである。……（後略）……」(I 39)と述べ、既述の平野部から山岳部ロホリッツへの穀物の運搬指示 (I 61) と併せて、18世紀初頭における所領内の社会・経済的な構造転換の諸相は的確に理解されていた。しかし、その一方で、賦役は1680年『賦役勅令』での規定にも抵触する旧来の原則に基づいて課されたため、ロホリッツ領民の頑強な反発を招来した。したがって、「係争」を受けて発布された1706年『訓令』の最大の課題は、所領内各定住地の社会・経済的実情と『賦役勅令』の趣旨の間に整合性を回復することを通じて、領主の貨幣収入増を達成す

60) この「シュタルケンバッハ」は、所領南部（平野部）にある小都市である。

ることにあつたといえよう。

2. 1720年代の所領経営再編

1722年『一般訓令』と1729年『所領経営細目規則』も、この時期に進行した社会・経済構造の変化に対応した所領の収入基盤の強化、それと並行する所領管理組織の整備、および、賦役制の再編という1706年『訓令』の「改革」の基本線を踏襲している。ここでは、1720年代に見られる新たな動きを取り上げて考察しよう。

まず、所領管理組織に関して1722年『訓令』は、1706年に見られなかった多数の下級所領管理人 *subordinierte Beamten* を載せ、各管理人の権限・役割分担をとまなう「分業」の進展を窺わせる(図1を参照)。それと同時に、裁判官、誓約人など「村役人」層が、ビール樽詰め(U26)、木材取引(U123)、直営地での播種・収穫(U230)、家畜の屠殺・販売(U257)の立会など、本来は所領管理人に属する業務に大きく関与しており、顕著な質的变化も示唆している。もともと、1722年『訓令』が全ハラッハ伯領を対象としていることから、シュタルケンバッハ所領にそのまま当てはめることは差し控えなければならない。しかし、17世紀以来の政治・行政上の経験の蓄積⁶¹⁾と下級裁判権の行使(U311-312)、および、「ビール醸造所係争」で示された自治的組織力の上昇が、「村役人」層の積極的な協力なしに所領を効率的に運営しえないほどの水準にまで達していたことを示唆している。

所領経営全体の「合理化」を通じた経済基盤の強化についても、1722年『訓令』に領民による農業外営業の成果を吸収するための諸規定が

61) 註47を参照。

明文化されたことから、新たな方針を確認できる⁶²⁾。それは水利(U168-171)、製粉所(U172-179)、石灰・レンガ焼き窯(U185)など領主の使用強制権下にある施設の利用手数料に関する規定に留まらない。在地市場向けと域外市場向けとを問わず、多様な手工業活動が網羅的に取り上げられており(U195)、この規定に基づき、シュタルケンバッハ所領で徴収されるべき貨幣貢租額が、1729年『規則』で明記されているのである。それによれば、年貢租として、①パン屋、鍛冶屋、錠前工、石鹼製造工、車大工・桶屋・仕立屋・織布工・靴製造工・指物師の各ツンプト、搾油工およびガラス製造工から合計90グルデン(P2)、②ザーレンバッハのガラス親方プライスラー Preisler から58グルデン20クロイツァー(P9)、③肉屋から56グルデン(P10)がハラッハ伯の定期金勘定に支払われた⁶³⁾。それに加えて、紡績賦役の代納金(U186)が300グルデン(P29)、その他の賦役代納金(U190、U208)も1200グルデン弱(P34)に達していることも注目される。

1722年『訓令』の領主領の耕地(U110)と採草地(U117)に関する条項からも、所領経営の方針転換を読み取れる。当該条項には共通して、「離れたところにあり、お上にとって不必要な耕地[採草地]がある場合、当該耕地[採草地]を、正当かつ適正で、『個別細目規則』に記された地代支払いと引き換えに領民に対して委託すべし」との文言がある。それを受けて1743年に

62) 1706年『訓令』と同じく、ビール醸造業(U21-64)、牧畜(U73-105)、穀作(U106-110)、採草地(U111-117)および森林(U118-149)に多くの項目を割り、領主直接経営の整備が最重要課題であったことに変わりはない。

63) 1744年改訂版でも、これらの貢租額に変更はない。ただし、ガラス親方プライスラーについては、1728年に支払猶予および貢租軽減の嘆願がなされており(H9)、多額の未払金が発生していたようである。

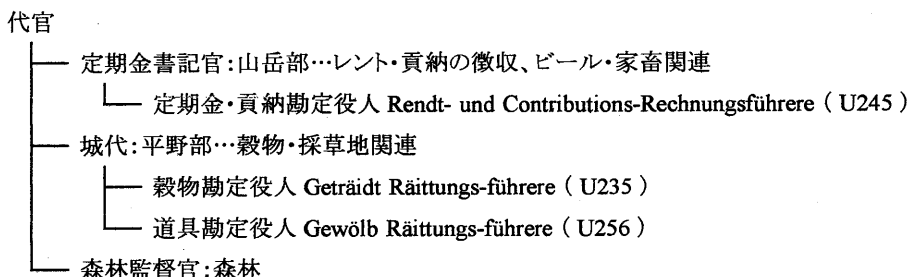


図1 所領管理人組織略図 (役職名: 管轄区域…職能)

は、耕地491グルデン (P3)、採草地27グルデン (P4) が領主収入として記載されているが、その多くが当時定住を拡大しつつあったロホリッツで徴収されたことは疑いない⁶⁴⁾。貨幣収入増を目的とした、所領経営全体の「合理化」への動きを典型的に示す史料として銘記しておきたい。

以上に述べてきた18世紀前半の「手工業定住」の発展をはじめ、所領間および所領内定住地ごとの社会・経済的特質に応じた所領経営再編の一つの到達点を示すのが、1729年『規則』の次の条項である。「所領管理人は、次に言及する勘定を行い、余の尚書局に提出すべし。すなわち城代は、穀物、貯蔵倉、木材・板および採草地に関する勘定、ならびに、領民への現物払い用穀物に関する勘定。定期金書記官は、レント、ビール、貢納および家畜に関する勘定。森林監督官は森林に関する勘定」(P36)。1706年『訓令』のそれに対応した条項 (I 64) と比較すると、森林監督官の追加以外にも、平野部の管理担当者である城代が主に直営地での農業経営に関する会計を、また、山岳部の管理担当者である定期金書記官が農業外営業の収入および領民からの貨幣貢租に関する会計を分担することが指示さ

れた。1706年『訓令』の地理的区分に基づく所領管理人の配置に代わり、収入項目による区分が登場して、ここに新たな管理体制への移行が図られたのである (図1を参照)。

IV. おわりに

本稿では、18世紀前半北東ボヘミア山岳部の「典型的手工業定住」ロホリッツを対象に据え、地域内外市場向け手工業生産の発展、および、領民の「共同体」的結束の強化に伴う、「グーツヘルシャフト」の変化の過程を追跡してきた。その際、「グーツヘルシャフト」論、「18世紀中欧 (ハプスブルク・ボヘミア) 工業化」論および「プロト工業化」論の三分野で提示されている新動向を踏まえつつ、とくに、ボヘミア経済における「18世紀中葉の分水嶺」論を意識しながら考察してきた。最後に、17-18世紀の交から次第に「手工業定住」の体裁を整えてくる山岳部ロホリッツの社会・経済構造の変化に対応し、諸訓令の発布により段階を踏んで行われたハラッハ伯によるシュタルケンバッハ所領の経営再編の動きを整理しておこう。

第一ステップは、1705年の「ビール醸造所係争」勃発を契機とする、1706年『代官マレークへの訓令』の発布である。この時期のロホリッツは、麻糸生産を核として——ガラス工業は立

64) これら領主領の領民への賃貸については、1752年に領民の世襲権が確認されるが (H144)、その詳細な検討は別稿を期したい。

地転換期にあたる——「手工業定住」への発達の端緒にあった。それは、シュレージェンなど織布地域との分業下に急成長を遂げつつあり、既に、紡績賦役と並ぶ「小生産者」型紡績工多数の形成と、「農奴出自の商人企業家」である「麻糸集配人」バルクマンを生み出す水準に達していた。所領内での社会的分業関係も進行しつつあり、このような発展のなかで鮮明となってきた、ロホリッツを結節点とする地域間・地域内の商品・貨幣流通を最大限に利用し、領主収入の増加を狙ったのが、醸造所建設計画ということになる。しかし、賦役賦課が、ロホリッツの社会・経済的実情と大きく隔たる従来通りの基準で行われ、同時に1680年レオポルド一世発布の『賦役勅令』にも抵触していたため、結束を強めつつあった領民から頑強な反発を受ける結果を招いた。所領の現場統括者である代官マレークに宛てた1706年『訓令』が、所領管理人の権限の明確化と管理組織の再編を、領主直接経営の「合理化」——冗費の節約や遊休資源の活用——による収入増加とならぶ支柱にしていたのも、このような事情を反映していた。すなわち、ここで示された管理組織は、代官、山岳部を統括する定期金書記官、および、平野部を統括する城代を頂点とした階層序列制を採っており、その目的は、所領管理人の領民に対する恣意の制限とともに、自然・経済的特性の差異に対応した、賦役制を含む所領内諸関係の再編にあったのである。

所領経営再編の第二ステップとなる1722年『一般訓令』と1729年『所領経営細目規則』は、それまでの所領全体の社会・経済的発展を踏まえた上で、上記の方向での再編を一層推進したものである。

ロホリッツの二大産業のうち、麻織物工業で

は、既に紡績賦役の金納化が進められ、織布・漂白を含む一貫工程の形成が日程に上るまでの水準に達していた。もう一方のガラス工業も、シュレージェンとの地域間分業と燃料用木材の調達とに有利なノイヴェルトに工場が建設され、麻糸取引の一部から運転資金の提供を受けつつ、新たな発展に向けて歩み始めていた。ノイヴェルトを中心に新たな産業定住が生み出され、「社会的習得過程」に広範な住民層を巻き込み始めたのも、この時期のことである。これらの「プロト工業」以外にも、在地向け手工業の叢生、年市や居酒屋を舞台とする政治境界線を超えた人の流れの活性化など、ロホリッツを核にした地域内外向け商業が顕著に展開していたことも忘れてはならない。したがって、1722年『訓令』と1729年『規則』では、領主直接経営を中心に据えつつも、同時に、所領間・所領内の農・工間分業の深化に対応する形での所領経営の再編と領主の増収、とくに、山岳部ロホリッツでの農業外の経済活動に基づく貢租の確保が図られるに至った。

1720年代の所領管理組織も、下級管理人の増加と村役人の積極的参加以外に、大きな変化が確認された。すなわち、1706年に見られた地理的な差異に基づく編成原理を超えて、領主収入の項目に即した管理人の配置を指示しており、18世紀初頭以来取り組まれてきた所領再編は、ここに一応の完成を見るのである。

ところで、1730年代以降の発展について本論で触れることはできなかったが、18世紀中葉ポヘミア経済発展の「分水嶺」論とも重なる問題を含むので、その見通しだけを述べておきたい。この時期に、18世紀末の職業一覧に示される「手工業定住」ロホリッツの構造がほぼ確立してくる。域外市場向け手工業は、シュレージェンと

の地域間分業の枠組みから離れて、独自の展開を示しつつあった。麻織物工業では、1730-40年代の織布工程の成長を踏まえて、1750年代初頭には漂白・仕上げ加工場が建設され、ガラス工業においても、金メッキ工など仕上げ工多数を擁して、18世紀後半ボヘミアの代表的工場に成長するための礎石が据えられた。このような状況を反映して、1750年代初頭に再び多数の「訓令」「条例」Verordnung（1993年ドーント編史料集の『領主裁定録』に所収）が發布され、「所領経営再編の第三ステップ」とも表現可能な様相を呈するのである。

以上に検討してきたロホリッツは、冒頭でも

触れたように、「北東ボヘミアの典型的手工業定住」としての特質を有していた。さらに、1706年『代官マレークへの訓令』では、所領再編の参照系として、ハラッハ伯領東隣のモルツィン伯領ホーエンエルベがしばしば引用されている。このことから、ロホリッツを含むシュタルケンバッハ所領の経営再編は、北部ボヘミア一帯に通底する過程であったとも考えられよう。この問題を含め、「グーツヘルシャフト」下の工業化を、所領内平野部や都市の商・工業を考慮に入れつつ、より広い裾野から複眼的に検討することが、今後の課題となる。

[九州大学経済学部助手]